

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年12月6日(月)午後3時から午後4時30分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター3階大ホール

3 出席委員

(1) 農業委員 (15名)

1番 椎名弘 委員	2番 滝田博司 委員
3番 伊藤明美 委員	4番 戸村光男 委員
5番 塚本一治 委員	7番 大木正俊 委員
8番 土屋玲子 委員	9番 佐藤和 委員
11番 玉澤幸雄 委員	12番 高品文敬 委員
13番 鈴木茂 委員	14番 布施陽子 委員
15番 佐藤郁太郎 委員	16番 布施行雄 委員
17番 小林須美子 委員	

(2) 農地利用最適化推進委員 (10名)

20番 小林重紀 委員	21番 椎名正和 委員
22番 平山敏之 委員	23番 宇野恵三郎 委員
24番 金城ハル子 委員	25番 土屋功 委員
26番 関口孝男 委員	27番 寺本利幸 委員
28番 江波戸和男 委員	29番 秋山菊次 委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (2名)

6番 加瀬安男 委員	10番 石橋慎司 委員
------------	-------------

(2) 農地利用最適化推進委員 (2名)

18番 林博之 委員	19番 太田孝夫 委員
------------	-------------

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和3年度第7次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 令和3年度第6次農用地利用配分計画案に係る意見決定について (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 5件

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

(2)利用権の中途解約に係る通知について 4件

その他

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名
(市産業振興課) 職員 2名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和3年12月農業委員会定例総会を開会いたします。

布施会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は布施会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中15名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、12番高品文敬委員、13番鈴木茂委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和3年度第7次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る12月2日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

17番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る12月2日、午後2時40分より、市民ふれあいセンター3階大ホールにおいて、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和3年11月26日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和3年度第7次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま。計画案の詳細説明につきまし

ては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、玉澤幸雄委員と江波戸和男委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、利用権設定関係の番号2番について、審議・採決いたします。玉澤幸雄委員は退席をお願いします。

(玉澤幸雄委員 退席)

議 長 玉澤幸雄委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の利用権設定関係の番号2番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号2番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和3年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号2番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和3年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号2番について、採決に入ります。

議案第1号の利用権設定関係の番号2番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(玉澤幸雄委員 着席)

議 長 玉澤幸雄委員が着席しましたので、次に、所有権移転関係の番号3番について、審議・採決いたします。江波戸和男委員は退席をお願いします。

(江波戸和男委員 退席)

議 長 江波戸和男委員が退席しましたので、所有権移転関係の番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の所有権移転関係の番号3番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の所有権移転関係の番号3番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和3年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号3番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和3年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号3番について、採決に入ります。
議案第1号の所有権移転関係の番号3番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(江波戸和男委員 着席)

議 長 江波戸和男委員が着席しましたので、引き続き、議案第1号「令和3年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、を議題といたします。
利用権設定関係の番号2番及び所有権移転関係の番号3番を除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号2番及び所有権移転関係の番号3番を除き内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和3年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、利用権設定関係の番号2番及び所有権移転関係の番号3番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和3年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、利用権設定関係の番号2番及び所有権移転関係の番号3番を除き、採決に入ります。

議案第1号について、利用権設定関係の番号2番及び所有権移転関係の番号3番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「令和3年度第6次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る12月2日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

17番 本件につきましては、去る12月2日、午後2時40分より、市民ふれあいセンター3階大ホールにおいて、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、令和3年11月29日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和3年度第6次農用地利用配分計画案に係る意見決定について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案は、高品文敬委員と寺本利幸委員が関係する事案となりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案の審議開始から終了まで退席をお願いし、審議終了後に入室・着席していただきます。
高品文敬委員と寺本利幸委員は、退席をお願いします。

(高品文敬委員、寺本利幸委員 退席)

議 長 高品文敬委員と寺本利幸委員が退席しましたので、詳細について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和3年度第6次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和3年度第6次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

(高品文敬委員、寺本利幸委員 着席)

議 長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号の議案書を御覧ください。番号1番から5番まで所有権移転に関する件であります。

【議案第3号、番号1番から5番について議案書を基に朗読】

番号1番から5番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

14番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

12番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます

4番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

2番 番号4番について、後継者は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

8番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

【議案第4号、番号1番から5番について議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅用地として畑323㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、駐車場(12台)用地として畑590㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、貸住宅用地として田446㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、駐車場(40台)用地として畑1,537㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、宅地分譲用地として畑818㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

1 3 番 番号1番について、譲受人は、市内の賃貸住宅で生活していますが、手狭となったため、申請地に新しく住宅を建築する計画です。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

7 番 番号2番について、譲受人は、申請地南側に位置する葬儀場を運営しています。駐車台数について、参列者が多い場合に不足が生じ、路上駐車が発生もあることから、これを解消するために駐車場を拡張する計画です。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

1 番 番号3番について、今回の計画は貸住宅ですが、これは転用後、譲受人の長男に無償で貸し付けを行うものです。譲受人の長男は、市外の賃貸住宅で生活していますが、手狭となったため、申請地に建築される住宅に居住する計画です。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

1 2 番 番号4番について、譲受人は、運送業を営んでおりますが、駐車台数について、時間帯によって不足していることや、従業員の増員を計画していることから、申請地に駐車場を拡張する計画です。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

1 7 番 番号5番について、譲受人は、住宅建設業を営んでおり、住宅地としての立地に適した申請地を宅地分譲しようとするものです。二区画を分譲予定で、整地や外構工事を行い、住宅用地として売り出す計画です。農地区分については、匝瑳市の都市計画で用途地域に指定されていることから、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号について、採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め
ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件、利用権の中途解約に係る
通知が4件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完
備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 令和3年度第7次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 令和3年度第6次農用地利用配分計画案に係る意見決定に
ついて (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に
ついて 5件

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

(2)利用権の中途解約に係る通知について 4件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和3年12月6日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会
いたします。